

# 青森労働局からのお知らせ

令和8年2月

## 春季における年次有給休暇の取得促進に努めましょう

**モコヒ自らRefresh!**  
働き方  
休み方

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。  
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

### 事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。  
働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この春季に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧いただくか、雇用環境・均等室にお問い合わせください。

(年次有給休暇取得促進特設サイト URL)  
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017-734-4211  
関係資料：別添1（年次有給休暇取得促進リーフレット）

## 第2回化学物質管理強調月間について

令和6年度に、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るために、「化学物質管理強調月間」が創設され、令和7年度に第2回を迎えました。

各職場においては、化学物質管理活動の定着に向けて、この期間に『化学物質管理』に関する集中的な取組（点検・措置・意識高揚活動等）を行いましょう。

強調月間：令和8年2月1日から2月28日まで

スローガン：慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方



当局健康安全課からの情報発信はこちら

⇒ [https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/newpage\\_01061.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/newpage_01061.html)



職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」はこちら

⇒ <https://chemiguide.mhlw.go.jp>

お問い合わせ先：労働基準部健康安全課〔電話番号〕017-734-4113

関係資料：別添2（「化学物質管理強調月間」リーフレット）